

重要事項説明書

社会福祉法人 城南会
特別養護老人ホームしらさぎ

介護老人福祉施設重要事項説明書

＜令和6年 8月1日 現在＞

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 048-791-2528 (9時～17時まで)

担当 神原 恵介 加部 耕平

* ご不明な点がございましたら、ご相談下さい。

2 特別養護老人ホームしらさぎの概要

①提供できるサービスの種類 介護老人福祉施設サービス及び付随するサービス

②施設の名称及び所在地等

施設名称	特別養護老人ホームしらさぎ
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区南下新井 1538-7
介護保険指定番号	1176509279

③施設従業員の職種及び員数・職務内容

	配置人数	非常勤	業務内容
管理者	1名		サービス管理全般
医師	名	1名	診療、健康管理等
生活相談員	1名以上	名	生活上の相談等
管理栄養士	1名以上	名	栄養管理等
機能訓練指導員	1名以上	名	リハビリテーション・機能回復訓練等
介護支援専門員	1名以上	名	サービス計画の立案・管理等
事務職員	1名以上	名	一般事務・料金請求等
看護師	3名以上	名	医療、健康管理業務等
介護職員	24名以上	名	日常介護業務等
調理員	1名以上	名	調理業務等

〈主な職員の勤務体制〉

職種	勤務体制	
1. 管理者（施設長）	日勤：8：30～17：30	
2. 医師（非常勤）	第2・第4火曜日 12：30～14：30	
3. 生活相談員	日勤：8：30～17：30	
4. 介護支援専門員	日勤：8：30～17：30	
5. 管理栄養士	日勤：8：30～17：30	
6. 事務職員	日勤：8：30～17：30	
7. 介護職員	早番	7：00～16：00 日勤：08：30～17：30
	F勤	9：00～18：00 B勤：10：00～19：00
	遅番①	10：00～19：00 遅番②：11：00～20：00
	夜勤①	17：00～10：00 夜勤②：22：00～4：00
8. 看護職員	早番：7：00～16：00 C勤：8：30～17：30 遅番：10：00～19：00	
9. 機能訓練指導員	日勤：8：30～17：30	

④施設の設備の概要

定員		80名	理髪室	1室
居室	ユニット型個室	80室	医務室	1室
ユニットの数(1ユニット10名)		8カ所	パブリックスペース	4室
リビング		8カ所	地域交流スペース	1カ所
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。			

3 施設の目的と方針

① 目的

介護老人福祉施設の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員及び看護職員、介護職員が要介護状態にある高齢者に対し、適切な介護福祉施設サービスを提供することを目的とします。

② 方針

- 1) 施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって指定介護福祉施設サービスを提供するように努めます。
- 3) 明るく家庭的な雰囲気を作り、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。また、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 サービス内容

①施設サービス計画の立案

…介護支援専門員と介護関係職員が協議して計画をたて、利用者又は御家族の方に説明し、同意をいただきます。

②食 事…栄養士等による栄養ケアマネジメントを行います。食事時間等は次のとおりです。

朝食 7:30～
 昼食 12:00～
 夕食 18:00～

以上の他、おやつ湯茶等のサービスがあります。

原則、食堂においておとりいただきます。

③入 浴…身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活が営むことができるよう、適切な方法により入浴の機会を提供します。ただし、利用者の状態に応じ、入浴または特別浴もしくは清拭となる場合があります。

④介 護…施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い 等

職員配置の都合により、同性介護の希望に応えられない場合があります。

⑤機能訓練…必要に応じて機能訓練を行います。

⑥生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑦健康管理…当施設では、嘱託医による健康管理及び看護師によるバイタルチェック・投薬等医療的管理を行っています。

また、診察室にて診療や健康相談サービスを受けることができます。

⑧緊急時の対応

…体調の変化等、緊急の場合は必要な緊急措置を行うとともに家族等の緊急連絡先に連絡します。

⑨安全管理…防災、避難訓練等設備を含め安全面に常時配慮しています。

5 利用料金

① 基本料金

1) [施設利用料金]

	ユニット型個室 1日あたりの自己負担額 (1割負担)	ユニット型個室 1日あたりの自己負担額 (2割負担)	ユニット型個室 1日あたりの自己負担額 (3割負担)
要介護1	716円	1,431円	2,146円
要介護2	790円	1,580円	2,370円
要介護3	870円	1,740円	2,611円
要介護4	946円	1,892円	2,838円
要介護5	1,019円	2,039円	3,059円

(2) [加算料金]

精神科医療養指導加算	1日につき 6円	日常生活継続支援加算	1日につき 48円
科学的介護推進体制加算(I)	1月につき 43円	夜勤職員配置加算(IV)	1日につき 23円
栄養マネジメント強化加算	1日につき 12円	安全対策体制加算	入所時に1回 21円
看護体制加算(I)	1日につき 5円	個別機能訓練加算(I)	1日につき 13円
看護体制加算(II)	1日につき 13円	個別機能訓練加算(II)	1月につき 21円
療養食加算	1日につき 19円	経口維持加算(I)	1月につき 422円
退所時相談援助加算	1日に限り 418円	経口維持加算(II)	1月につき 106円
口腔衛生管理加算(I)	1月につき 96円	排せつ支援加算(I)	1日につき 11円
口腔衛生管理加算(II)	1月につき 117円	排せつ支援加算(II)	1日につき 16円
褥瘡マネジメント加算(I)	1月につき 3円	排せつ支援加算(III)	1日につき 21円
褥瘡マネジメント加算(II)	1月につき 13円	看取り加算	看取り介護に関する説明書に記載
介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 83/1,000	特定介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 27/1,000
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 16/1,000	ADL維持等加算(II)	1月につき 65円
ADL維持等加算(I)	1月につき 32円	認知症チームケア推進加算(I)	1月につき 161円
配置医師緊急時対応加算	1回につき 348円 (勤務時間外)	認知症チームケア推進加算(II)	1月につき 129円
	1回につき 695円 (早朝・夜間)	新興感染症等施設療養費	1日につき 257円
	1回につき 1,389円 (深夜)	生産性向上推進体制加算(I)	1月につき 107円
協力医療機関連携加算	1月につき 107円 (令和7年3月31日まで)	生産性向上推進体制加算(II)	1月につき 11円
	1月につき 54円 (令和7年4月1日以降)	特別通院送迎加算	1月につき 635円
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	1月につき 11円	退院時情報提供加算	1回につき 276円
高齢者施設等感染対策向上加算(II)	1月につき 6円		

※摘要時料金発生します。

入居後30日間に限り初期加算として1日32円が加算されます。

介護報酬の対象となるその他の加算につきましては、その都度お知らせ致します。

入居期間中に入院または外泊した期間があるときは、介護報酬請求の取り扱いに準じ算定される料金となります。

② 居住費・食費

		1日あたりの自己負担額
居住費	ユニット型個室	2,100円
食費		1,588円

※ 介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は認定証に記載された金額が上限となります。

③ その他の料金等

- 1) 入院、外泊中においても居住費がかかります。負担限度額認定証をお持ちの方でも入院、外泊の期間中は1日2040円がかかります。
- 2) ご希望により日常生活費として1日306円がかかります。
料金は変更する場合があります。
- 3) 理美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。
- 4) 持ち込みの電化製品（テレビ、電気毛布等）の電気代として、1日31円がかかります。料金は変更する場合があります。
- 5) 教養娯楽費（レクリエーション、書道、陶芸、フラワーアレンジメント、外食、行事等）として実費分を負担して頂きます。

④ 支払方法

毎月、10日以降に前月分の請求をいたしますので、請求のあった日の月末にお支払いください。ただし、退居される場合は、退居日までの分の請求となります。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、原則、ゆうちょ銀行からの口座引き落としとします

⑤ 料金の変更等

介護保険関係法令の改正等により料金に変更になる場合は、事前にご説明します。介護報酬の対象となる料金の変更につきましては、その都度お知らせ致します。

⑥ 要介護度の変更

要介護度が変わった場合には、その要介護度に応じた料金となります。

6 退居の手続

① 利用者のご都合で退居される場合

退居を希望する日の30日前までにお申し出ください。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入居した場合……その翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過を持って退居していただくこととなります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合……その翌日

③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払いを支払期限までに支払うことがなく、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合（別紙：特別養護老人ホームの円滑な業務を妨げる行為）は、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・利用者が病院または診療所へ入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただき場合がございます。この場合、退院後に再度入居を希望される場合は、お申し出ください。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退居していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

- ・上記①から③による退居が行われ、契約が終了した場合であって、利用者のやむを得ない事由によりその契約終了日の翌日以降施設を利用することとなるときは、その利用に要する実費を請求します。

7 居室について

- ① 原則、居室の変更はいたしません。利用者の要介護状態や生活状況の変化に伴い、居室を変更してもらう場合があります。
- ② 居室で保管することのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。
- ③ 利用者が施設の設備や備品を破損させた場合には、その費用をいただきます。

8 協力病院

- ① 永島医院
- ② さいたま記念病院
- ③ 彩の国東大宮メディカルセンター
- ④ 丸山記念総合病院
- ⑤ 岩槻南病院
- ⑥ 岩槻中央病院
- ⑦ 清水歯科
- ⑧ かたやまクリニック
- ⑨ デンタル・サポート

9 サービス利用にあたっての留意事項

利用者はサービスの提供を受ける際には、次の事項をお守りください。

- ① 指定した場所以外での火気の使用は禁止となっています。
- ② おやつ等の持ち込みは構いませんが、家族と一緒に召し上がって頂き残りありましたら持ち帰って頂く事になっています。

10 第三者評価の実施状況

実施状況 無

11 非常災害対策

防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する BCP（事業継続計画）を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

12 事故発生時の対応

- ① 指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- ② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- ③ 事業者もしくは施設の職員の故意または過失、もしくはこの契約上の注意義務に違反して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害賠償責任を負います。
ただし、その損害について、利用者の故意、過失もしくはこの契約上の注意義務、もしくは施設の職員の正当な業務上の指示に従わない場合は、その状況を斟酌してその賠償額の減額または免除をすることができるものとします。

13 身体拘束に関する事項

認知症等により、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合についてのみ身体拘束を行うことがあります。

- ① 身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を得ます。

② その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14 虐待防止に関する事項

虐待の防止について 当施設では、入所者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者 施設長 岸 眞利子
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③虐待等に関する苦情解決体制を整備します。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急時・状態変化時・いつもと異なる症状があった時等、主治医へ報告をする。

- ・永島医院 診察時間(平日9時～12時、15時～18時)は、病院へ連絡。
- ・永島医院 時間外や休診時(水曜日・土曜日 午後・日曜日・祝日)は、主治医の携帯電話へ直接連絡。

指示により、様子観察・カルテ診・永島医院へ受診。また、必要とあれば他院への受診となる。

医師と24時間の支援体制をとる。やむをえずその体制がとれない場合は、協力医療機関と連携を行い、支援体制を構築するものとする。

<緊急連絡先>

緊急連絡先①	
氏名	
住所	〒
電話番号	
携帯電話	
続柄	
緊急連絡先②	
氏名	
住所	〒
電話番号	
携帯電話	
続柄	
緊急連絡先③	
氏名	
住所	〒
電話番号	
携帯電話	
続柄	

16 その他

- ① この契約の履行等に関する相談や苦情につきましては、本施設生活相談員のほか、介護保険証を発行した市区町村、国民健康保険団体連合会の窓口でもお受けしています。

☆サービス相談窓口☆	
1	担当者等
	・苦情解決責任者 岸 眞利子
	・苦情受付担当者 神原 恵介 加部 耕平
	電話番号 048-791-2528
	・第三者委員 利根川 仁 048-756-0762
	滝沢 寧和 048-522-1854
	(受付時間 9:00 ~ 17:00)
2	市町村 さいたま市岩槻区高齢介護課
	電話番号 048-790-0169
	さいたま市介護保険課
	電話番号 048-829-1264
3	国民健康保険団体連合会 埼玉県国民健康保険団体連合会
	電話番号 048-824-2568

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入居にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 (法人本部)

所在地 埼玉県さいたま市岩槻区真福寺 1465

名称 社会福祉法人 城南会
理事長 大澤 孝至 印

説明者 特別養護老人ホームしらさぎ
生活相談員 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

(身元保証人) 住所 _____

氏名 _____ 印 続柄: _____

(身元保証人) 住所 _____

氏名 _____ 印 続柄: _____

<代筆者>

住所 _____

氏名 _____ 印 続柄: _____

(別紙)

特別養護老人ホームの円滑な業務を妨げる行為

- ① 執拗に職員を拘束する。
- ② 故意に事業所へキャンセルの連絡をしない。
- ③ 長時間、または何度も事業所へ電話をかける。
- ④ 事業所へ来訪し長時間、または何度も職員へ相談を持ち掛ける。
- ⑤ 特定の職員に固執する。
- ⑥ 著しく常識を逸脱する言動をとる。
- ⑦ 職員が身の危険や不快に感じるほどの言動をとる。
- ⑧ 職員が酒酔いと判断できる状態で介護サービスを受けようとする。
- ⑨ 他の利用者、職員に対して政治、宗教活動を行う。
- ⑩ 連絡が取れない者が緊急連絡先や身元保証人となる。
- ⑪ 事業者の助言や相談の申し入れを理由なく拒否する。
- ⑫ 他の利用者に対して内服薬等の服用を勧める。
- ⑬ 施設の感染症対策への協力を拒否する。
- ⑭ 施設が必要と判断した受診に対しての協力を得られないとき
- ⑮ 他の入居者と比較して著しく過度なサービスの要求をしたとき
- ⑯ 職員が精神的苦痛を受けた時（威圧的態度等）
- ⑰ その他、施設管理者が円滑な業務を妨げていると判断したとき。